

燕市選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法第 7 4 条第 1 項、第 7 5 条第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数及び地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項、第 8 6 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。(定時登録)

令和 7 年 3 月 3 日

燕市選挙管理委員会

委員長 清 水 レイ子

記

1. 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数      1, 3 0 4 人
2. 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数      2 1, 7 1 7 人